

WBC ホームページでは、関係機関で開催されるセミナーやイベントのご案内などを発信しておりますので、ぜひご覧ください。

<http://www.ywbc.org/>

WBC では無料でビジネス相談を受け付けております。お電話や来訪での相談のほか、インターネットからのお問い合わせも可能です。

↓WBC 海外ビジネス相談はこちらから

<http://www.ywbc.org/cgi-bin/contact2/contact2.cgi?lang=ja>

横浜ワールドビジネスサポートセンター (WBC)
横浜市中区新港 2 丁目 2-1 横浜ワールドポーターズ 6F
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088
E-mail : open@ywbc.org

■ □ ■ -----

2. ----- ■ □ ■

<WBC 事務局より> ~お知らせ~

【WBC Facebook を更新しました】

WBC Facebook では日本国内の外国人及び海外へ向けて、英語で情報を発信しています。WBC サービスのご案内、横浜市の概要や特徴、立地企業へのサポート、海外企業向けの最新のお知らせなどを英文で掲載しております。

関連機関の HP のご紹介やイベント情報など、海外からの様々な情報も随時更新しております。

↓WBC Facebook はこちらから

<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

■ □ ■ -----

3. ----- ■ □ ■

<横浜市及び WBC 事務局より>

【WBC インキュベートオフィスのご案内】

WBC では、外資系企業が横浜市内に本格的なオフィスや拠点を構えるまでの「インキュベートオフィス」を提供しています。

このインキュベートオフィスは、横浜に新たに設立された外資系企業（日本法人及び日本支店、駐在員事務所）向けで、入居後 3 年以上の事業計画があり、WBC を退去後に横浜市内に事業所を設置する見込みがある企業を対象としています。利用期間は 3 年以内となっています。

WBC に入居している間は、アドバイザーが相談支援を行い、WBC の会議室等を無料でお使いいただけるほか、横浜ワールドポーターズ内のイベントホール等も割引料金で使用可能です。また、WBC の各種媒体（ホームページ・メールマガジン）を企業の PR・お知らせ等でご利用いただけます。

↓WBC インキュベートオフィスの詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.ywbc.org/office.html>

WBC インキュベートオフィスにご興味のある方は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

横浜市役所 経済局 国際ビジネス課 WBC 担当

TEL : 045-671-3834 FAX : 045-664-4867

E-mail : ke-wbc@city.yokohama.jp

■ □ ■ -----

4. ----- ■ □ ■

<WBC より> ～コラム「世界のあれこれ」～

【平成 30 年度税制改正後の恒久的施設】

平成 30 年度税制改正で PE（恒久的施設）関連規定の改正が行われました。そこで今回は「支店 PE」と「駐在員事務所」について考察してみます。

まず「支店 PE」とは、「事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場」、「鉱山（注略）その他の天然資源を採取する場所」、「その他事業を行う一定の場所」をいいます。

今回の改正では「その他事業を行う一定の場所」に「倉庫」と「サーバー」が加えられました。因みに、農園、養殖場、植林地、貸ビル、ホテルの一室、展示即売場は支店、出張所に準ずるものとして改正前から例示されていました。

「倉庫」については、倉庫業者以外の外国法人であっても、その保有する日本国内にある倉庫において事業を行う場合、その倉庫は PE に該当することになります。因みに、改正前から倉庫は PE として列挙されていましたが、その場合の倉庫は倉庫業者が倉庫業の用に供するものに限られていました。

「サーバー」については、外国法人がウェブサイトを格納した自己の自由になる日本国内に置かれた、自己所有またはリースしたサーバーを通じて事業を行う場合、そのサーバーは支店 PE になります。一方、外国法人が第三者であるインターネット・サービス・プロバイダーのサーバーを通じて事業を行う場合かつそのサーバーおよびその所在地がその外国法人の自由にならない場合は支店 PE とは考えられないことになります。

次に「駐在員事務所」について、「事業を行う場所での活動の全体が準備的・補助的な性格のもの」という一文が付け加えられました。その上で、「保管・展示・引渡しのみを行う場所」、「保管・展示・引渡し用の在庫」、「加工用の在庫」、「購入のみを行う場所」、「情報収集のみを行う場所」（略）とされました。一方改正前は、「購入のみを行う場所」、「保管のみを行う場所」、「広告・宣伝・情報提供・市場調査・基礎的研究その他補助的活動のみを行う場所」は PE に含まれないとされていました。

この度の改正で PE や駐在員事務所の範囲が厳格化されました。日本で支店登記をしていないが倉庫やサーバーを保有している外国法人、駐在員事務所として活動している外国法人

は、現行のスキームが PE 認定されるリスクをはらんでいないか再検討するが必要がありそうです。

【外資系企業の日本進出をサポートしている税理士】

■ □ ■ -----

5. ----- ■ □ ■

<横浜市より>

【海外展示商談会出展助成事業のお知らせ】

横浜市では、海外市場の新規開拓や拡大を目指す市内中小企業に対し、海外で開催される展示商談会への出展に要する経費の一部を助成し、外国企業との商談の機会をより多く創出することを通じて、海外市場の開拓を支援しております。

●助成対象者：横浜市内に本社を置く中小企業で、かつ申請時に本市より指定の支援（※詳細は募集要項をご確認ください）を受けている企業

●助成限度額：20 万円（I・TOP 横浜参画企業、LIP、横浜会員企業については 15 万円）

●対象事業：2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までに海外で開催される展示商談会

●対象経費：出展料、会場設備費、出品物の輸送通関費、出品及び出品物輸送通関に係る保険料、出展に伴うカタログ作成・印刷費

●申請期限等：助成対象となる展示会の開催期間の 1 か月前（最終締切：2019 年 12 月 27 日（金））

※2020 年 1 月 27 日～3 月 31 日開催の展示商談会が対象の場合は、2019 年 12 月 27 日までに申請してください。

※申請に当たっては、事前に横浜市経済局国際ビジネス課へご相談ください。

■詳細は下記 URL より市ホームページ掲載の募集要項をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/kaigai/kaigaitenjikai.html>

■お問い合わせ先

横浜市経済局 国際ビジネス課

Tel : 045-671-3834 E-Mail : ke-kokubi@city.yokohama.jp

■ □ ■ -----

6. ----- ■ □ ■

<広報協力> ～ジェトロ横浜よりお知らせ～

【ミャンマービジネス勉強会】

神奈川県、神奈川産業振興センターとともに、神奈川県内中小企業の皆様が海外展開ビジネスを図るうえで必要な情報提供を行うため、国別勉強会を開催します。
ミャンマーでのビジネスにご興味がある方のご参加をお待ちしております。

<日 時>12月4日(水)

<会 場>神奈川中小企業センタービル 6F 大研修室

<定 員>20名

<参加費>無料

<締 切>11月27日(水)

<U R L><https://www.jetro.go.jp/events/yok/4faa37f69fce5720.html>

※申し込み状況につきましては神奈川産業振興センター(045-633-5126)まで
お問い合わせください。

■□■-----

WBC のサービスご案内

WBC では下記のサービスを行っております。

- グローバルビジネスに関する相談（貿易相談など）
- レンタル・オフィスの提供および入居者のビジネス相談
- 引き合い情報の提供
- WBC メールマガジンの発行
- Facebook での情報発信

横浜ワールドポーターズのご案内

WBC は横浜ワールドポーターズの6階に入居しています。

横浜ワールドポーターズは、「いろんな世界がここにある」というコンセプトのもと、ファッション、インテリア、雑貨、グルメ、フードなど個性豊かなショップが揃うエンターテインメントショッピングセンターです。5階には3D対応のイオンシネマみなどみらいも併設されており一日中お楽しみいただけます。

<http://www.yim.co.jp/index.html>

WBC メールマガジン発行について

横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）は、横浜市からの委託を受け、下記事業者が管理運營業務を実施しています。

発行者： 横浜ワールドビジネスサポートセンター
〒231-0001 横浜市中区新港 2-2-1
横浜ワールドポーターズ 6階
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088
<http://www.ywbc.org/>
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

事業受託者： 株式会社パソナ
〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-2
TEL: 03-6734-1270 FAX: 03-6734-1274
<http://www.pasona-global.com/>

事業委託者： 横浜市経済局 国際ビジネス課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
TEL: 045-671-3834
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/>

◆本メールマガジンに関してお心当たりの無い方は、本メールをこのままご返送ください。

◆本メールマガジンへのご感想ご要望は、mmq@ywbc.org にお願ひ致します。

◆購読申し込み、購読中止手続き <http://www.ywbc.org/mm/> (c); 株式会社パソナ 無断転載を禁じます。
